



- 目次
- ① 今月のお知らせ
 - ② コラム【Q&A】
 - ③ 事故回収
 - ④ ちょっと深く、少し考えてみよう
 - ⑤ 食品ラベル案内
 - ⑥ フードラベル・熱量確認テスト
 - ⑦ 海外シリーズ

【今月のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

機能性表示食品の届出情報(10月21日更新)

機能性表示食品の届出番号A116まで公開されています。(撤廃2つあり⇒計114件)

二つの生鮮食品が初めて届出受理されています。(届出日:H27. 8. 3)

A79 商品名:三ヶ日みかん
届出者名:三ヶ日町農業協同組合
機能性関与成分名:β-クリプトキサンチン
表示しようとする機能性:本品には、β-クリプトキサンチンが含まれています。β-クリプトキサンチンは骨代謝のはたらきを助けることにより、骨の健康に役立つことが報告されています。

A80 商品名:大豆イソフラボン子大豆もやし
届出者名:株式会社サラダコスモ
機能性関与成分名:大豆イソフラボン
表示しようとする機能性:本品には大豆イソフラボンが含まれます。大豆イソフラボンは骨の成分を維持する働きによって、骨の健康に役立つことが報告されています。

関与成分の多いもの

機能性関与成分名	件数	機能性
難消化性デキストリン	14	脂肪の吸収抑制
ルテイン	12	目の健康
ヒアルロン酸	8	肌の調子改善
ビフィズス菌	8	便通改善
酢酸	8	内臓脂肪改善
	(50件)	

コラム【Q&A】

【Q23】 精米に雑穀や精麦を混合した異種混合の製品は加工食品となり、加工食品として表示が必要になりますか？

【A23】 生鮮食品ですので、精米の生鮮食品としての表示が必要です。

米穀、雑穀等の「乾燥」工程：生産者による収穫後の調整、選別、水洗い等の作業の一環として必ず行われるものなので、加工とはせず、生鮮食品扱いとされています。また、カットした野菜や果物の異種混合は加工食品となりますが、精米と雑穀や精麦の異種混合品は例外的に生鮮食品扱いとされています。

従って、食品表示基準19条別表24に基づき、玄米及び精米の表示事項として、原料玄米や調整年月日等を記載します。精麦と雑穀は「内容量500g(精麦50g、あわ50g)」のように表示します。精麦と雑穀は原料玄米等の記載は必要ありません。

【Q24】 漬物にレモンの皮や野菜をトッピングとして添付したら、ドレッシングを小袋として添付した場合は惣菜になりますか？

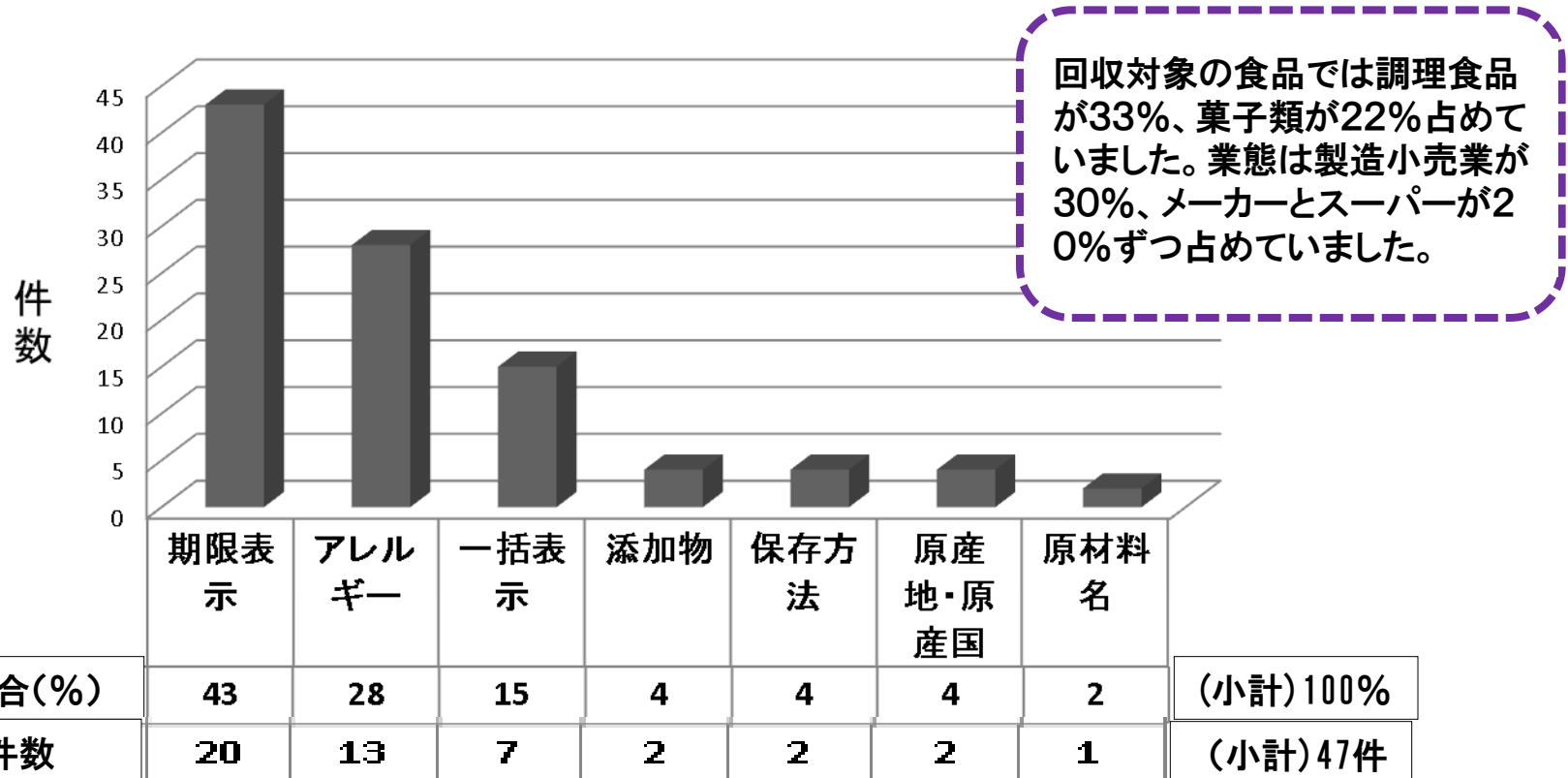
【A24】 惣菜になりません。名称は漬物です。

付随的に添付したとしても、全体は漬物として食するのですから、漬物として表示します。レモンの皮や野菜は漬けた原材料以外の原材料ですので、「漬け原材料」の文字の次に括弧を付し、この括弧の中に記載します。

食品表示による自主回収の内訳(2015年9月分)

9月に公表された食品表示事故による回収件数を集計しました。企業告知、行政告知のあったものは39件（違反項目別件数47件）ありました。47件の%を棒グラフにまとめました。

15年9月回収件数



<平成27年9月 こう食品法令 調べ>

業務用加工食品の表示項目一覧

省略項目は▲、不要項目は×として記載しました。事業者以外の表示項目もまとめています。

表示項目	食品関連事業者 業務用加工食品					事業者以外の加工食品	
	義務表示	省略規定(▲)	表示不要項目(×)			義務表示	
	第10条	第10条④	第11条①	第11条②	第11条③	第15条	
	30項目	2項目	業務用酒類	インスタ加工・無償譲渡	容器包装なし	27項目	
1	名称	●		表示	表示	(表示)	●
2	保存方法	●	▲(酒類他計3商品群)		表示	×	●
3	消費期限・賞味期限	●	▲(1項目)		表示	×	●
4	原材料名	●		×	×	(表示)	
5	添加物	●		表示	表示	(表示)	●
6	内容量、固形量・内容総量	(計量法の適用あり)		(計量法から表示要)	(計量法の適用あり)	(計量法の適用あり)	(計量法の適用なし)
7	栄養成分の量・熱量	任意		任意	任意	任意	
8	食品関連事業者(表示責任者)の氏名(名称)・住所	●		表示	×	(表示)	
9	製造所(加工所)の所在地・製造者(加工者)の氏名(名称)	●		表示(通い容器は不要)	表示	×	●
	44品目の表示方法(別表4)	適用なし					適用なし
	名称規制	適用あり			適用なし		適用なし
	従来の固有記号	●					
10	アレルギー	●		×	表示	×	●(酒類は不要)
11	L-フェニルアラニン化合物を含む旨	●		表示	表示	×	●
12	特定保健用食品9項目				表示	(表示)	
13	機能性表示食品16項目				表示	(表示)	
14	遺伝子組換え表示				表示	(表示)	●
15	乳児用規格適用食品である旨	●			表示	×	●
16	原料原産地名表示	●(対象加工食品に供するものに限る)		表示(米トシ)	×	(表示)	
17	原産国名(輸入品)	●		×	×	(表示)	

表示項目	食品関連事業者					事業者以外の加工食品	
	業務用加工食品						
	義務表示	省略規定(▲)	表示不要項目(×)				義務表示
	第10条	第10条④	第11条①	第11条②	第11条③		第15条
30項目	2項目	業務用酒類	インスタ加工・無償譲渡	容器包装なし	27項目		
18	個別の義務表示項目(別表1B) 形状・調理方法等該当44品目	●(安全関連18項目:異味・異臭・異臭除去)			表示(安全関連18項目:異味・異臭・異臭除去)	×(安全関連18項目)	●(18項目のみ)
	トマト加工品①						
	ジャム類②						
	乾めん類③						
	即席めん④						
	即席めん類⑤	●				×	●
	マカロニ類⑥						
	凍り豆腐⑦						
	プレス食品、固形プレス食品、ソーゼツ、固形ソーゼツ						
	食肉⑧	●				×	●
	食肉製品⑨	●				×	●
	乳⑩	●				×	●
	乳製品⑪	●				×	●
	乳又は乳製品を主要原料とする食品⑫	●				×	●
	鶏の液卵⑬	●				×	●
	切り身又はむき身にした生食用魚介類⑭	●				×	●
	生かき⑮	●				×	●
	ゆでがに⑯	●				×	●
	魚肉パム・魚肉ソーゼツ⑰						
	魚肉パム・魚肉ソーゼツ・特殊包装かまぼこ⑱	●				×	●
	削りぶし⑲						

表示項目	食品関連事業者					事業者以外の加工食品
	業務用加工食品					
	義務表示	省略規定(▲)	表示不要項目(×)			義務表示
	第10条	第10条④	第11条①	第11条②	第11条③	第15条
30項目	2項目	業務用酒類	インスタ加工・無償譲渡	容器包装なし	27項目	
うに加工品(21)						
うにあえもの(22)						
ふく加工品(23)	●				×	●
塩蔵わかめ(24)						
鯨肉製品(25)	●				×	●
食酢(26)						
風味調味料(27)						
乾燥スープ(28)						
マーガリン類(29)						
冷凍食品(30)	●				×	●
調理冷凍食品(31)						
チルドパン・ケーキ・チルドミート・ソーシ(32)						
チルドぎょうざ類(33)						
容器包装詰加圧加熱殺菌食品(34)	●				×	●
チルドパン・ウチ食品(35)						
要冷蔵食品(36)						
缶詰(37)	●				×	●
農産物缶詰・瓶詰(38)						
畜産物缶詰・瓶詰(39)						
調理食品缶詰・瓶詰(40)						
ミネラルウォーター類(41)	●				×	●
果実飲料(42)						
冷凍果実飲料(43)	●				×	●
豆乳類(44)						

中国で夕顔の果実を収穫後、皮むき乾燥し、かんぴょうを生産



業務用として輸入し、国内でカットし、小分け包装

原産国名：中国 加工者表示

加工者：切断、小分けは本質的な変更を施さない行為のため、製造者表示できません。



中国から仕入れたかんぴょうを使い、タイでロールキャベツを生産（一次加工）



国内で味付け加工のみ実施（二次加工）

原産国名：タイ、日本 製造者表示

原産国名：実質的変更が二国にまたがる場合はタイと日本が原産国となります。

フードラベル・力量確認テスト

【問13】 次のお弁当の表示について解答しなさい。 名称、弁当、原材料名の使用字数が多すぎてラベルに入りきりません。140字以内に収まるように工夫してください。食品表示基準に基づいて作成します。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
1	名	称	弁	当	原	材	料	名	ご	飯	(国	産)	ハ	ン	バ			
2	ー	グ	ケ	チ	ャ	ブ	和	え	ス	バ	ゲ	テ	ィ	デ	ミ	グ	ラ	ス		
3	ソ	ー	ス	ゆ	で	卵	麻	婆	豆	腐	調	味	料	(ア	ミ	ノ			
4	酸	核	酸)	増	粘	剤	(キ	サ	ン	タ	ン	力	ム	グ	ア	ー		
5	方	ム	加	工	デ	ン	ブ	ン)	豆	腐	用	凝	固	剤	香	辛	料		
6	抽	出	物	着	色	料	(ベ	ニ	コ	ウ	ジ	色	素	ク	チ	ナ	シ		
7	黄	色	素	パ	プ	リ	カ	色	素)	(原	材	料	の	一	部	に	乳	
8	、	小	麦	、	牛	肉	、	りん	ご	を	含	む)	●	本	製	品	で	使	
9	用	し	て	い	る	ハ	ン	バ	ー	グ	の	製	造	工	場	で	は	ご	ま	を
10	含	む	製	品	を	生	産	し	て	い	ま	す	。							

回答欄

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				

海外の食品表示の内容を知ることにより輸出や輸入業務に役立ててください。東南アジアを中心に主要国の英文対訳を掲載します。

原文

Diabetic foods

Diabetic foods refer to special purpose foods that are particularly suitable for diabetics. The nutrition information panel of these products should also include a statement indicating the type of the carbohydrates present in the food such as sugar and starch.

Infants' food and infant formula

Infants' food is any food suitable for infants⁴ and includes infant formula formulated for infants from birth to 6 months of age. Infants' food for infants over the age of 6 months is intended for feeding infants as a complementary food.

⁴ The Food Regulations define "infant" as a person not more than 12 months of age.

対訳

糖尿病食品

糖尿病食品は糖尿病患者に特に適している特別な目的の食品を指す。

栄養成分表

これらの製品の栄養情報パネルには、砂糖やでん粉のような食品中に存在する炭水化物の種類を示す一覧表を同様に含む必要がある。

幼児食と乳児用調整粉乳

幼児の食品は幼児食4に適した任意の食品で、生後6ヶ月までの幼児のために処方された乳児用調整粉乳を含む。6ヶ月歳以上の幼児のための幼児食は補完的な食品として幼児に食物を与えることを予定している。

4 食品規制は、年齢12ヶ月以下の者を「幼児」と定義します。

【次シートにつづく】

<単語集> diabetic: 糖尿病の(患者) refer to: を指す、属するものとする particularly: 特に
nutrition: 栄養 statement: 明細書、一覧表 indicate: 指摘する、表示する、示す carbohydrate:
炭水化物 infant: 幼児(の) infant formula: 乳児用調整粉乳 formulate: 明確に表現する、
公式化する intend for: 予定する、を目当てにする feed: に食物を与える complementary: 補完的な

A Guide to Food Labelling and Advertisements, Singapore

原文

Details on the labelling requirements for these foods can be found under regulations 251 to 254 of the Food Regulations.

No label or advertisement for infants' food, other than infant formula formulated for infants from birth to 6 months of age, shall state or imply that such food is suitable for infants of or below 6 months of age. In addition, the promotion, marketing and distribution practices of infant formula should comply with the requirements of the "Code of Ethics on the Sale of Infant Foods in Singapore". This Code is administered by the Sale of Infant Foods Ethics Committee Singapore (SIFECs) which is administered by the Health Promotion Board (HPB). The soft copy of the code can be downloaded from the following HPB website:

<http://www.hpb.gov.sg/foodforhealth/article.aspx?id=7112>

Enquiries on SIFECs matters may be sent to the email address: HPB_SIFECs@hpb.gov.sg

対訳

これらの食品のラベル表示要件の詳細については、食品規制法の規制251と254までに基づいています。

幼児食、他には生後6ヶ月までの幼児のために処方された乳児用調整粉乳でラベルや広告がなくても、このような食品は6ヶ月以下の幼児に適していることを意味するものでなければなりません。加えて、乳児用調整粉乳の宣伝、マーケティング、流通の実施は「シンガポール乳幼児食品倫理規定」の要求事項に従う。

この規約は、健康推進委員会(HPB)によって管理されている乳幼児食品倫理委員会シンガポール(SIFECs)によって管理されています。

規約のソフトコピーは、以下のHPBウェブサイトからダウンロードすることができます。
ウェブサイト:

<http://www.hpb.gov.sg/foodforhealth/article.aspx?id=7112>

SIFECs問題に関するお問い合わせは、電子メールアドレスに送信することができます。
HPB_SIFECs@hpb.gov.sg

【次号につづく】

<単語集> detail: 細部、詳説 advertisement: 広告 imply: 意味する promotion: 宣伝
distribution: 流通 comply with: に従う administer: 管理する board: 委員会
enquiry: 問合せ

編集後記

表示作成は原則と例外、義務と推奨、法令と通知、ガイドライン、努力規定と望む表示・好ましい表示の他、自主基準、業界基準、団体基準、社内基準に取り囲まれています。混乱した時にその時点で最善の判断をするために重要なことは、そのルールの趣旨や目的は何かという自問自答する時間を確保することだと思います。そのような観点から、判断を問う問題を作成しました。ご利用くだされば幸甚です。ご質問もお待ちしております、

月刊 こう食品法令【2015年10月号】



著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。